

# 東京出入国在留管理局収容場保安計画

(目的)

第1条 この計画は、被収容者処遇規則（昭和56年法務省令第59号）第16条に規定する保安上の事故又は災害（以下「保安上の事故等」という。）が発生した場合の東京出入国在留管理局における措置を適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(東京出入国在留管理局消防計画の適用)

第2条 東京出入国在留管理局消防計画（以下「消防計画」という。）は、災害の場合において適用する。ただし、非常召集が発令された場合には、自衛消防隊の入国警備官は次条に定める非常警備体制に編入する。

(非常警備編成)

第3条 処遇部門の首席入国警備官（不在の場合は看守責任者。以下同じ。）は、保安上の事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、必要があるときは、次により非常警備体制を編成し対処するものとする。

- (1) 非常警備体制は、災害の場合には非常警備体制編成表1に基づき編成し、保安上の事故の場合には非常警備体制編成表2に基づき編成する。
- (2) 非常警備体制の各班の編成は、処遇部門首席入国警備官が召集に応じた入国警備官の中から選任し、適宜所要箇所に配置する。
- (3) 非常警備体制の編成は、発生した保安上の事故又は発生が予想される規模の程度により指揮官の判断で適宜縮小することができる。

(非常召集)

第4条 処遇部門の首席入国警備官は、前条の規定に基づき非常警備体制を執るときは、局長（局長不在の場合は第二警備監理官。以下同じ。）に報告するとともに直ちに入国警備官を召集（以下「非常召集」という。）しなければならない。

- 2 処遇部門の首席入国警備官は、前項の場合において、急を要し局長に報告するいとまがないときは、非常召集を命じた後速やかに保安上の事故等の内容及び執った措置を局長に報告しなければならない。
- 3 看守責任者は、執務時間外に保安上の事故等が発生し、処遇部門の首席入国警備官に報告するいとまがないときは、自ら非常召集することができる。非常召集後は、速やかに保安上の事故等の内容及び執った措置を処遇部門の首席入国警備官に報告しなければならない。

(非常召集の方法)

第5条 非常召集の伝達方法は次の区分による。

(1) 在庁者については、内線電話、携帯電話、無線機、口頭連絡、館内放送又は非常ベルの作動により行う。

(2) 在庁者以外の者については、別に定める入国警備官緊急連絡表に基づく連絡により行う。

2 前項第2号の規定に基づき伝達する場合には、保安上の事故等の概要等必要事項を伝達するものとする。

(保安上の事故等に対する応急措置)

第6条 看守責任者は、保安上の事故等が発生したとき、または、そのおそれがあるときは、処遇部門の首席入国警備官に報告するとともに、非常警備体制が整うまでの間、被収容者の不安・動揺を抑えて事故の拡大を防止する等事態に即応した適切な措置を講じなければならない。

(暴動発生時の措置)

第7条 処遇部門の首席入国警備官は、収容場において暴動が発生したときは、第3条に規定する非常警備体制を編成し、暴動の鎮圧に当たるとともに、首謀者を他の被収容者から隔離して収容するものとする。

(逃走時等の措置)

第8条

2

(自殺等に対する措置)

第9条 看守責任者は、被収容者が自殺を図り、または、事故により人命に危険が生じたときは、直ちに人命救助のための応急措置を執るとともに、最寄りの消防署に急報して救急措置を依頼しなければならない。

(地震発生時の措置)

第10条 看守責任者は、建物に被害がでるような地震が発生したときは、

直ちに扉を開き、避難口を確保するとともに、被収容者に毛布等で頭部を保護するよう指示しなければならない。

また、直ちに収内放送等を行い被収容者の心情安定に努めなければならない。

#### (火災発生時の措置)

第11条 看守責任者は、収容場で火災を発見したときは、大声で「火事」と連呼し、火災報知器、非常ベル又は警笛等によって急を知らせるとともに、初期消火に努めなければならない。また、必要に応じて消防機関に通報することとする。

#### (被収容者の避難場所)

第12条 被収容者を避難させる場合は、火災の状況等を判断し、次のいずれかの場所に避難させなければならない。ただし、地震発生の場合は、庁舎の壁面やガラスが落下する危険性があること、また、津波に遭う危険性が高いことから、原則として庁舎外へ避難させてはならない。

(1) 庁舎内の安全な場所

(2) 

(3) 

(4) 

#### (留置囑託又は執行依頼)

第13条 削除

#### (共助)

第14条 処遇部門の首席入国警備官は、この計画の実施に当たり、局長の指示を受けて入国警備官以外の職員に対し、必要な共助を求めることができる。

2 前項により共助を求められた職員は、直ちに処遇部門の首席入国警備官の指揮下に入るものとする。

#### (関係機関に対する協力要請)

第15条 処遇部門の首席入国警備官は、保安上の事故等が発生した場合において、必要があると認めたときは、局長に報告し、指示を受けて関係機関に協力を要請するものとする。

#### (証拠の保全)

第16条 入国警備官は、逃走・奪取・暴動・自殺等の事件が発生したときは、現場証拠等収集担当者及び現場記録担当者を置き、証拠の保全等に努めなければならない。

(1) 現場証拠等収集担当者は、被收容者が使用した器具類及び損傷場所等の保全並びに写真撮影等を行い証拠を保全する。

(2) 現場記録担当者は、現場においてその状況を時系列で的確に記録する。

付則

この計画は、昭和59年6月1日から実施する。

付則

この計画は、昭和59年10月1日から実施する。

付則

この計画は、昭和60年7月1日から実施する。

付則

この計画は、平成2年12月10日から実施する。

付則

この計画は、平成3年4月12日から実施する。

付則

この計画は、平成5年4月1日から実施する。

付則

この計画は、平成8年8月22日から実施する。

付則

この計画は、平成10年4月22日から実施する。

付則

この計画は、平成15年4月1日から実施する。

付則

この計画は、平成23年12月6日から実施する。

付則

この計画は、平成27年10月1日から実施する。

付則

この計画は、平成31年4月1日から実施する。

非常警備体制編成表1(災害)

非常警備体制編成表2(保安上の急故障)

